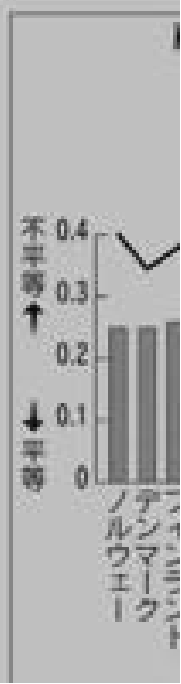


かな者と貧しい者の所得の差  
を単なる差ではなく、格差  
と呼ぶのは、そこに価値判断  
が介入しているからだ。



う基準からのズレの程度を格  
差とみなす。格差はその大小  
だけが問題ではない。連続的  
な格差ヒエラルキー(階層)

## OPINION

# 私見卓見

弁護士 中山達樹

中国や東南アジア諸国連合(ASEAN)は安価で豊富な労働力などメリットが多く、日本企業進出の歴史が長い。だが企業の進出を支援している、ASEANを中心にした「アジア・太平洋自由貿易圏」がある。現地での汚職防止関連の法律に対し、企業の情報収集が十分でなかったり、具体的な行動マニュアルが策定されていなかったりする。また、

汚職防止法の改正など、近年は世界的に腐敗対策の規制は強化されている。日本は不正競争防止法で外国公務員への贈賄が禁止されているが、摘発は最近15年間で4件と少ない。一方、海外では思いもよらない摘発を受けるケースがあり、注意が必要だ。

例えばA国で日本企業の従業員が現地公務員に便宜供与

## 新興国での汚職防止、ルール徹底を

した場合、A国の法律や日本の不正競争防止法が適用されるだけでなく、米国の法で罰せられる可能性もあることも知っておくべきだ。

米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)は、米国人の関与がなくても米ドル決済や米グループのクラウドメールサービス「Gメール」の利用などによって摘発対象になり、適用範囲が広い。日本企業も海外でメーカーの贈賄事例がある。英国の贈賄防止法(UKBA)も比較的活発に執行されている。

では、あらゆる贈答を控えるべきなのか。FCPAは適用除外を設けており、私はずべてを禁止すべきだとは思わない。国ごとに制度の違いはあるものの、少額で買える菓子折りなど、常識かつ社会的儀礼の範囲内であれば、摘発されることはあまりない。ただ大原則として公務員に

「違法なこと」を行ってもらうための便宜供与は、金額の多寡に関係なく、絶対禁止だ」という認識は不可欠だ。

従業員がこうした贈賄を防ぐため、企業は1人にすべてを任せず、複数の人間で担当するなどチェック機能を働かせることが必要だ。トップも「贈賄するくらいなら多額の取引を失っても構わない」と発言すべきだ。

ほとんどの日本企業は海外現地法人のガバナンスが完璧とはいえない。現地採用の社員を含め、全員が守る明確なルールが必要だ。繰り返し説明して徹底し、ときには小グループに分かれて議論するなどの環境作りも重要だ。

ドイツのシーメンスはFCPAで摘発され米当局に800億円を支払った。海外子会社も含めたコンプライアンス体制の構築はすべての企業に必須になっている。